別紙様式第十号第２の表記載上の注意１．⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３、第８条の３の２及び第８条の３の４から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第十号第３の表中「

その他経常収益	×××

」を「

その他経常収益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××

」に、「

負ののれん発生益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××

」を「

負ののれん発生益	×××

」に、「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同様式第３の表記載上の注意４．を次のように改める。

４．「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

別紙様式第十号第３の表記載上の注意５．中「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

12．遡及適用又は修正再表示を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第十号第５の表及び第６の表中「次期繰越金」を「繰越金（当期末残高）」に改める。

別紙様式第十号の二第１の３．の表記載上の注意に次のように加える。

５．遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なつているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第十号の二第２の２．の表記載上の注意１．⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の２、第14条の３及び第14条の５から第14条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第十号の二第２の３．⑴の表中「

その他経常収益	×××

」を「

その他経常収益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××
その他の経常収益	×××

」に、「

負ののれん発生益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××

」を「

負ののれん発生益	×××

」に改め、同様式第２の３．⑴の表記載上の注意３．中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に、「記載することができるものとする」を「記載することを妨げない」に改め、同様式第２の３．⑵の表記載上の注意４．を次のように改める。

４．その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することを妨げない。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

別紙様式第十号の二第２の３．⑵の表記載上の注意に次のように加える。

５．当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記４．の注記と併せて記載することを妨げない。

別紙様式第十号の二第２の３．⑶の表中「

その他経常収益	×××

」を「

その他経常収益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××
その他の経常収益	×××

」に、「

負ののれん発生益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××

」を「

負ののれん発生益	×××

」に改め、同様式第２の３．⑶の表記載上の注意３．中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に、「記載することができるものとする」を「記載することを妨げない」に改め、同記載上の注意９．を次のように改める。

９．その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することを妨げない。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

別紙様式第十号の二第２の３．⑶の表記載上の注意に次のように加える。

10．当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記９．の注記と併せて記載することを妨げない。